福岡国際医療福祉大学における内部質保証の推進に関する基本方針

令和２年９月１６日制定
令和３年４月　１日改正

基本的考え方

- 本学の教育・研究等が適切な水準にあることを自らの責任において保証するため、「福岡国際医療福祉大学における内部質保証の推進に関する基本方針」を制定し、自己点検・評価を基盤とする内部質保証の推進体制を構築する。
- 学長の下に、本学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、「大学質保証推進委員会」を設置し、本方針に基づく自己点検・評価結果の検証、改善事項の監理、改善結果の公表等を推進する。
- 本学における自己点検・評価の実施を担う組織として「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価の実施方針の策定、実施体制の構築、学部・学科等組織における自己点検・評価の促進及び結果の取りまとめ等を推進する。
- また、これらの一連の取組み、すなわち本学における「内部質保証システム」が適切に機能しているかについて点検・評価するため、必要に応じて「外部評価」を受審する。

内部質保証の方針

１　内部質保証の目的

本学の建学の精神・教育目標及び各種方針[1]の実現に向けて、教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。

また、一連の取組みである内部質保証システムを実質化するとともに、システム自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動等の組織的・継続的な改善に結びつける。

２　内部質保証の推進体制

（１）組　織

内部質保証を推進するための組織は、内部質保証の客観性を担保すること及び質保証システムの適切化の観点から、「自己点検・評価結果の点検、改善事項の監理を行い、内部質保証の推進に責任を負う」組織と「自己点検・評価の実施を担う」組織とに区分する。

[1] 例：三つのポリシー（卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入れ方針）、中期計画・年度計画など

①　大学質保証推進委員会

学長の下に、本学における内部質保証の推進に責任を負う組織として「大学質保証推進委員会」（以下「質保証委員会」という。）を設置し、本方針に基づく自己点検・評価結果の検証、改善事項の監理、改善結果の公表等を推進する。
構成員は「福岡国際医療福祉大学大学質保証推進委員会規程」による。

②　自己点検・評価委員会

学長の下に、自己点検・評価の基本方針の策定、実施及び点検結果の取りまとめを行う組織として「自己点検・評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。
構成員は「福岡国際医療福祉大学自己点検・評価委員会規程」による。

③　担当事務

質保証委員会及び評価委員会の事務は、総務課が担当する。

（２）活　動

①　学長は、自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表等に係る最高責任者として、全学的な立場から内部質保証の推進に責任を負う。

②　内部質保証の基盤となるのは自己点検・評価であることから、学長は、評価委員会に対し、自己点検・評価の基本方針の策定、及び自己点検・評価の実施について指示を行う。

③　各学部・学科等は、客観的な根拠又はデータ[2]に基づいて自己点検・評価を行い、その結果を評価報告書（学部・学科等版）として取りまとめ、評価委員会に提出する。

④　評価委員会は、各学部・学科等の自己点検・評価の結果を踏まえ、全学的視点から自己点検・評価を行い、評価報告書（大学版）を作成の上、改善事項（改善方策を含む）を付した上で質保証委員会に報告する。

⑤　質保証委員会は、報告内容の検証を行い、学長に対し、必要と判断した改善事項についての意見書を提出する。

⑥　学長は意見書の内容を精査し、質保証委員会に対し期限を付したうえで改善を行うよう指示する。なお、その際、本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。

[2] 連携組織：福岡国際医療福祉大学ＩＲ推進室

⑦　質保証委員会は、学長の指示の下、当該学部・学科等に対し、期限を付した上で改善を行うこと及びその状況を質保証委員会に報告することを指示する。

⑧　当該学部・学科等は、指示に基づき改善を行い、その状況を学部・学科等の長から質保証委員会に報告する。

⑨　質保証委員会は、内部質保証の観点から改善の達成状況について検証するとともに、当該年度の自己点検・評価、改善結果の総括及び関係報告書等の公表についての意見を添えて学長に報告する。

⑩　学長は、評価報告書（大学版）及び公表が必要と判断した情報について、本学 WEB サイト等を通じて社会に公表し説明責任を果たす。

⑪　学校法人に係る内容等、大学の教育研究等以外の項目に係る自己点検・評価及び改善事項が発生した場合については、学長と理事長が協議の上その都度対応する。

⑫　質保証システムの適切性を定期的に検証するため、学長は、必要に応じて学外有識者に対して「外部評価」を依頼する。外部評価の詳細については、別に定める。なお、学長は外部評価の結果を尊重するとともに、遅滞なく質保証委員会に報告のうえ公表する。質保証システムに改善事項があった場合は、改善指示を行うものとする。

（参考）「大学質保証推進委員会」と「自己点検・評価委員会」の役割

大学質保証推進委員会	自己点検・評価委員会
①内部質保証の方針及び手続の策定 ②内部質保証のための体制整備 ③内部質保証システムの機能向上 ④その他	①自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に関すること。 ②自己点検・評価の組織及び体制の整備に関すること。 ③自己点検・評価の実施に関すること。 ④各学部・学科等の自己点検・評価の総括及び検証に関すること。 ⑤自己点検・評価の報告書の作成及び公表に関すること。 ⑥外部評価及び第三者評価に関すること。 ⑦認証評価に関すること。 ⑧その他